

社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）が始まります ⑤



マイナンバーは、平成28年1月以降こんな場面で必要となります。

(政府広報パンフレットから抜粋)

社会保障関係の手続き

- ・年金の資格取得や確認、給付
- ・雇用保険の資格取得や確認、給付
- ・ハローワークの事務
- ・医療保険の給付の請求
- ・福祉分野の給付、生活保護など

税務関係の手続き

- ・税務署に提出する確定申告書、届出書、法定調書などに記載
- ・都道府県・市町村に提出する申告書、給与支払報告書などに記載

災害対策

- ・被災者生活再建支援金の給付
- ・被災者台帳の作成事務など

《《実施の流れ》》

- 平成27年10月～ 住民票の住所にマイナンバー（個人番号）を通知
- 平成28年1月～ 希望者に個人番号カードの交付開始(マイナンバーの利用)
- 平成29年1月～ 個人ごとのポータルサイト（マイナ・ポータル）の運用開始
- 平成29年7月～ 国・地方自治体等が情報連携を開始

制度全般についての問合せ

内閣府マイナンバー制度コールセンター

(平日の午前9時30分～午後5時30分)

☎0570 (20) 0178 (日本語対応)

☎0570 (20) 0291 (外国語対応)

[HP](#)検索 政府広報オンライン マイナンバー

市の取り組みについての問合せ

制度・システム関連について…情報政策課 ☎042 (346) 9802

マイナンバーの通知、個人番号カードについて…市民課 ☎042 (346) 9805

※9月下旬に社会保障・税番号制度についての市報特集号を発行する予定です。